

# 市役所からの お知らせ

## 市内の交通事故

平成30年1月1日～2月28日(前年比)  
●発生 14件 (-17)  
●死者 0人 (0)  
●傷者 15人 (-22)

## 市内の火災・救急

平成30年1月1日～2月28日(前年比)  
●火災 3件 (0)  
●救急 444件 (64)

### 市長室開放

より良いまちづくりのため、市長と気軽に語り合いませんか。

前日の17時15分までに電話でお申し込みください



**日時** 4月11日(水) 15時～17時  
※1件30分  
**申込・問合せ** 広聴・市民生活課  
☎72・3191

### 4月のごみの収集日

燃えないごみ・廃蛍光管等の収集日 11日(水)

**問合せ** ごみ・リサイクル課  
☎72・3126

### ごみの出し方ガイドを ご活用ください

「平成30年度ごみの出し方ガイド」を今号に折り込んでいます。昨年9月からペットボトルのラベルをはがすこと、1月から水銀廃棄物と充電式電池などの出し方が一部変更になっています。

### 【4月からの変更点】

- 石狩地区・厚田区の「資源物(びん・缶・ペットボトル)」の収集開始時刻が変更：石狩地区8時30分(花川南7条～10条は8時)、厚田区8時
- 生振、高岡、五の沢、北生振、美登位地区の「燃やせないごみ」の収集日が毎週金曜に変更
- 高岡、五の沢、北生振、美登位地区のミックスペーパーの収集日が毎月4回目の土曜に変更
- LED、白熱電球も蛍光管と同様に2回目の水曜に無料で収集

**問合せ** ごみ・リサイクル課  
☎72・3126

### 芸術文化振興奨励補助金

#### 【芸術文化活動振興事業】

- ①演劇、音楽などの研修・発表
- ②指導者育成講習会
- ③芸術鑑賞提供事業

④市外との文化交流を目的とする公演など

### 【文化財保護・保存推進事業】

- ①保護・保存事業
- ②指導者・ボランティア育成事業
- ③保護思想の育成事業

### 【共通項目】

**対象** 主に市内在住者で構成され、活動拠点が市内にある団体か個人  
※一度交付済みの事業や昨年度交付を受けた事業者は申請不可

**補助額** 補助対象経費の2分の1以内(上限50万円)  
**申込方法** 申込先にある計画書を4月24日(火)までに提出

**申込・問合せ** 社会教育課  
☎72・3173

### 青少年芸術文化大会・コンクール出場補助金

#### 補助額

- 団体 補助対象経費の2分の1以内(上限50万円)
- 個人 2万円

**対象** 全国規模で開催される各種芸術文化大会・コンクールなどに北海道の代表として出場する小学生～高校生で、構成員の8割以上が本市に在住し、活動拠点が市内にある団体・個人  
※市内開催の大会や予選会がない大会、中学校・高校の部活動、

学校行事・学校教育の一環で行う課外活動の大会などは申請不可

※全国大会開催前に要申請

※引率者の補助も該当する場合あり

※補助条件などもあります

**申込方法** 申込先にある申請書を提出

**申込・問合せ** 社会教育課  
☎72・3173

### 緑苑台小学校特別教室の 開放使用団体登録・使用申込

平成30年度の使用団体登録と、前期(10月まで)の使用申請を受け付けます。

**対象** 学校区内に在住・在勤する10人以上で構成し、20歳以上の使用責任者を有し、週1回程度の定期利用をする団体

**場所** 緑苑台小学校(緑苑台中央3・603)

**開放施設名** ①音楽ホール  
②家庭科実習室 ③創作室

④図書室 ⑤陶芸窯

**使用日時** 月曜～金曜18時30分～21時、日曜9時～21時 ※12月25日～1月7日除く

**使用料** 各施設1時間  
①②200円 ③④100円

⑤素焼き1回900円、本焼き1回1800円

※スポーツ少年団、体育協会加

盟団体、文化協会加盟団体、社会教育関係団体は減免措置あり

**申込方法** 申込先にある申請書を4月6日(金)までに提出 ※必着

**申込・問合せ** 社会教育課  
☎72・3173

☎74・2249

### B型肝炎ウイルス 感染時の給付金

集団予防接種などの注射器連続使用でB型肝炎ウイルスに感染した方には、病態区分に応じて給付金が支給される場合があります。手続き方法などはお問い合わせください。 ※厚生労働省HP内「B型肝炎訴訟」で検索

**対象** 次の条件を満たす方  
①B型肝炎ウイルスに持続感染している方

②満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方

③昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に集団予防接種を受けた方

④集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血など)がない方  
※給付金対象者から母子(父子)感染している方や給付金対象者の相続人も対象

**問合せ** 厚生労働省 相談窓口  
☎03・3595・2252

※平日9時～17時

**C型肝炎救済特別措置法に  
基づく給付金請求期限延長**

1994年ごろまでに出産や手術による大量出血などの際、血液からつくられた医薬品が使用されたことによりC型肝炎ウイルスに感染された方は、国を相手とする訴訟を提起し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に請求することで、給付金を受け取ることができま

この訴訟の提訴期限が、平成30年1月15日から平成35年1月16日までに延長となりました。

**問合せ** 厚生労働省ファイブリノゲン製剤などについて  
0120・509・002

※平日9時30分~18時  
給付金請求について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)  
0120・780・400  
※平日9時~17時

**HIV抗体検査・肝炎ウイルス  
検査・HTLV-1抗体検査**

**検査項目** HIV抗体検査、肝炎ウイルス検査(B型・C型)、HTLV-1抗体検査 ※完全予約制

**検査日時** 原則毎月第1・第3水曜10時~16時(変更の場合あり、HIV抗体検査は要問合せ)  
**実施場所** 江別保健所(江別市錦町4・1)

**費用** 感染の不安がある場合は無料  
**申込期限** 検査日の前日正午まで  
**申込・問合せ** 江別保健所健康推進課健康支援係  
011・383・2111

HIV相談電話  
011・383・3449

**児童扶養手当の月額改定**

4月1日から手当額が改定されます。 ※物価変動率(0.5%)を踏まえた引き上げです

対象児童数	平成30年3月分まで		平成30年4月分から	
	全部支給額	一部支給額	全部支給額	一部支給額
1人目	42,290円	42,280円~9,980円	42,500円	42,490円~10,030円
2人目	9,990円を加算	9,980円~5,000円を加算	10,040円を加算	10,030円~5,020円を加算
3人目以降	以降1人増すごとに5,990円加算	5,980円~3,000円を加算	以降1人増すごとに6,020円加算	6,010円~3,010円を加算

**児童扶養手当の定時支払日**

昨年8月にお知らせしている児童扶養手当現況届を提出されていない方は、支払いが受けられません。提出していない方は、至急提出してください。本人の来庁が必要です。  
**定時支払予定日** 4月11日(水)  
※金融機関によつて数日要することがあります

**問合せ** 子ども家庭課  
072・3128

**特別児童扶養手当、特別障害者手当などの月額改定**

4月1日から手当額が改定されます。 ※物価変動率(0.5%)を踏まえた引き上げです

**問合せ** 子ども家庭課  
072・3128

**小学1年生の通院医療費を助成します**

4月から新たに小学1年生の通院医療費が助成の対象となります。対象のお子さんには新しい受給者証をお送りしたのでご確認ください。

**問合せ** 子ども家庭課  
072・3128

**市道内で工事をする場合**

無許可で道路敷地に工作物を設置したり、道路の形状を変更することは迷惑行為であるだけでなく、道路法により禁じられています。道路敷地に工作物を設置する場合や、道路の形状を変更する場合は事前に市役所への許可申請が必要です。

**【申請が必要な例】**

- 道路側溝(U字トラフ)にふたをかけた時、埋設する場合(主に花川南地区)
- 道路施設(歩道など)の舗装や緑石の切り下げを行う場合
- 融雪槽や宅内の雨水排水を道路側溝や集水桝に接続する場合

**問合せ** 建設総務課  
072・6122

**「ごみ減量のげん太くん」**

広報 いしかり 4月号に「家庭ごみの出し方ガイド」が折り込まれているな

この出し方ガイドは分かりやすく、とても良いなあ

これからもガイドをよく見て出すように!

去年から何か変わったところはあるのかな?

ペットボトルのラベルをはがすことやボタン電池や充電式電池などは電池回収ボックスに出せるから便利になったわ!

4月から石狩地区の資源物は8時30分までに出すようになったのか?

あ、失敗した! 9時に出したから間に合わなかったなあ

そうよ。決められた時間は守らないとダメよね

みんな「平成30年度家庭ごみの出し方ガイド」をよく見て間違えないようにごみを出しましょう!

企画 いしかりごみへらし隊  
ガイドは保存してモニター

※花川南7条~10条・厚田区は8時まで!

**問合せ** 障がい福祉課

手当	平成30年3月分まで	平成30年4月分から
特別児童扶養手当(1級)	51,450円	51,700円
特別児童扶養手当(2級)	34,270円	34,430円
障害児福祉手当	14,580円	14,650円
特別障害者手当	26,810円	26,940円
経過的福祉手当	14,580円	14,650円